



法律相談

弁護士 楠田 堯爾

●ご質問、ご相談は協会事務局までお寄せください。
法律に関するいろいろなことをわかりやすくQ & Aでお答えしていきます。会社関係、不動産、婚姻、親子・相続、手形・小切手、借地・借家、交通事故、債権・債務、労務また、税務、特許や行政関係なども広い分野から情報を整理し、お答えしていきます。

— 手形や小切手に振出日の記載がない場合のトラブル —

Q

受け取った手形（約束手形）の中に、振出日の記載のないもの、受取人の記載のないもの、両方とも記載されていないものがあります。このまま銀行に取立にまわしてよいでしょうか。小切手についても振出日の記載のないものがありますがどうでしょうか。



A

1. まず手形からお答えします。ご質問のような手形（手形法に定める手形要件の一部を欠く手形）を白地手形といいます。このような手形は、手形法上は完全な手形ではなく、未完成の、更に行くならば不完全な手形として、法律上は手形でないとして解されています。手形用紙を用いているし、手形のように見えるけれども実は手形ではないということです。

2. ところが、白地手形は多数流通しており、白地手形を交換（取立）にまわせば事故なく支払われているのが実情です。その理由は、手形交換所の定める規則が、振出日または受取人、ないしはその両方が記載されていない手形であっても形式不備とはしない、すなわち形式不備を理由としては不渡りとしないうルールを採り入れているからです。

3. しかし、法律、従って裁判の場ではそうはいきません。手形は手形法という法律に従い、手形法の定める手形要件を守って振り出されあるいは裏書（これらを手形行為といいます）などされるもので、手形法の定めに従わないもの、手形要件を充足しないものは手形と認めないという態度が法律・裁判の場では貫かれております。

4. どういうことかを具体的に申し上げます。振出日・受取人の記載のない白地手形でも、無事に支払われれば法律・裁判の場に出されることはありません。

ところが、一旦何らかの理由で不渡り（支払が拒絶されること）となると、白地手形（この白地手形には不渡付箋がついている）は法律・裁判の場に立たされます。そこで手形要件が問題とされます。

白地手形をそのまま裁判所へ出しても、裁判所は勝たせてくれません。手形所持人の敗訴です。それではどうするか。振出日・受取人欄のうち記載のない箇所（その一方のこともあり両方のこともあります）を手形所持人が自分で補充することです。これで裁判に勝てます。ただし振出人に対してだけです（ただ、手形法所定の利息または商法所定の遅延損害金——いずれも年6分——は白地を補充した日から）。

5. 振出人には勝てても裏書人に対しては勝てません。何故か。法定の呈示期間（支払期日とそれに次ぐ2取引日）に手形（白地手形）が呈示され形式的には不渡付箋がつけられていても、実は手形でないもの（手形のように見えるが）に不渡付箋がつけられたに過ぎないからです。要するに適法な手形呈示がなかったから、裏書人に対する請求権（これを遡求権といいます）が発生していないからです。

例えば、あなたをCとして、A振出、B裏書の手形（振出日・受取人について白地手形）を所持しているとしましょう。あなたはBから手形の裏書譲渡を受けました。AからBへの振出日は判りません。どうするか。銀行へ取立依頼をする前に、白地の部分を補充して下さい。受取人欄はBを補充すればよい。これは判りますね。第一裏書人欄を見てそのまま書けばいいのです。振出日はどうするか。支払期日欄の支払期日と矛盾しない（支払期日より前の日）暦にある適当な日を補充します。真実の振出日と合致する必要はありません。適当な日で結構です。これを「白地補充権」といいます。これで、振出人Aに対しても裏書人Bに対しても手形上の請求が認められるようになります。勝ちます。

6. 小切手でも振出日は小切手法上の小切手要件です。振出日についての白地小切手も法律上は小切手ではありません。なお、小切手の場合、振出人に対しては、手形と違って遡求権があるのみです（手形の裏書人に対する遡求権と同じ）。白地呈示の小切手の場合は、振出人に対しても勝てません。小切手の呈示期間は振出日から10日間ですから、白地小切手を取立にまわすときに、真実の振出日と関係なく、取立にまわす日を正しく補充して下さい。これで完勝です。